# 令和7年度 前期選抜入学者募集要項

# 福島県立福島東高等学校

アドミッション・ポリシー(福島東高校では、次のような生徒 を求めています。)

- ①大学進学を目指して深く学びたい生徒
- ②粘り強く物事をやり抜く力やコミュニケーション力、確か な学力を育んで社会に貢献したい生徒
- ③文武両道を実践し、充実した高校生活を送りたい生徒

## 令和7年度 前期選抜入学者募集要項

福島県立福島東高等学校 所在地 〒960-8107 福島市浜田町 12番 21号 電 話 (024)531-1551

- 1 募集学科 全日制の課程 普通科
- 2 通学区域 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- 3 募集定員 240名とする。
- (1) 特色選抜

募集定員枠は、募集定員240名の15%程度とする。

(2) 一般選抜

募集定員240名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

- 4 出願資格 次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。
- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
  - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程 を修了した者
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - (5) 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 5 志願してほしい生徒
- (1) 特色選抜

本校では『創造・協調・躍進』の校訓のもと、生徒の個性・能力に応じた教育の徹底を基本として文武両道を校是とし、学習と部活動を両立させながら、国公立大学を目指すことができる確かな学力を培うことを目標としている。以上のことを踏まえ、特色選抜においては、中学校における学習の記録が優秀で、大学等への進学という進路希望実現に向けて、入学後も学習と部活動との両立に積極的に取り組む意志が強固で本校のリーダーとなれる者で、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者を求めている。

I型(運動部): 中学校における部活動や地域クラブ活動で積極的に活動し、引き続き本校の指定する部活動(運動部)でリーダーとして活動する意志を持った者

サッカー部 (男) 柔道部 (男・女) バスケットボール部 (男・女) バレーボール部 (男・女) 野球部 (男) 陸上競技部 (男・女) テニス部 (男・女)

Ⅱ型(文化部):中学校における部活動や地域クラブ活動で積極的に活動し、引き続き本校の指定する部活動(文化部)でリーダーとして活動する意志を持った者

合唱部(男・女) 吹奏楽部(男・女)

(2) 一般選抜

人物及び各学習の記録が優秀で、入学後も意欲的に学習を継続する意志の強固な者

- 6 出願方法
- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1) 以外の者は、直接、本校校長に出願する。

#### 7 併願の取扱い

本校志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

#### 8 出願期間

- (1) 令和7年2月4日(火)から2月7日(金)までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、760円切手(速達・簡易書留)を貼付した返信用封筒(定形)を同封の上、令和7年2月7日(金)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

#### 9 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
  - ① 前期選抜入学願書(県教育委員会において作成したもの)
  - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書 なお、提出期間は令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとし、受付時間は、午前9時から 午後4時までとする。ただし、十曜日及び日曜日は受け付けない。
  - ③ 令和7年度特色選抜志願理由書(本校において作成したもの) 大会名等を記載する場合は、正式な大会名(調査書に準ずる。)を記入する。 なお、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
  - ④ 前期選抜受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)
  - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び 出願課程名を記入したもの)
- (2) 上記(1) 以外の者
  - ① 前期選抜入学願書(上記(1)①に同じ)
  - ② 令和7年度特色選抜志願理由書(上記(1)③に同じ)
  - ③ 健康診断書(令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの)
  - ④ 履修証明書、学習成績証明書
  - ⑤ 前期選抜受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を 記入したもの)
  - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
- (3) 中学校長は、入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。 ただし、志願者において消印しない。
- (5) 自己申告書の提出
  - ① 希望する者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は 持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、460円切手(簡易書留)を貼付した返信 用封筒(定形)を同封する。
  - ② 自己申告書を提出した場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
  - ③ 提出期間は、令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。郵送の場合には、2月17日(月)の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

#### 10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定による。
- (2) 上記(1) 以外の県外からの志願者は、上記9に示した出願書類のほかに、中学校長を通して次の書類を提出する。
  - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
  - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類 市町村長が発行する「住民票の写し」 ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込
    - ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記9に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類 市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

#### 11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。 志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

#### 12 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日(月)から2月13日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。その際、すでに交付を受けた受験票は返還する。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、祝日は受け付けない。

## 13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身) 中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1) 以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

#### 14 出願の特例措置

(1) 県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記「10 県外等からの出願」の(2)を準用する。

(2) 出願先変更

保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、上記 「12 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

#### 15 選抜方法・選抜資料

#### (1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果、さらに特色検査(実技)の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

## 学力検査

国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の5教科とし、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施し、学力検査の満点を250点とする。なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

ア 日 時 令和7年3月5日(水)午前9時~午後3時10分

## イ 日 程



ウ会場

福島東高等学校

●集合場所は生徒昇降口

開場 午前7時55分

エ 持ち物 受験票、上ばき、昼食、下足入れ(袋など)、筆記用具、消しゴム、コンパス、定規。 ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)、各辺の比が印字された三角 定規は使用できない。また、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等 の電子機器類は持ち込まない。

## ② 特色選抜志願理由書

志願の動機・理由、高校生活への抱負、実技試験を受験する部活動の実績・記録等を本人が記入したもの。

#### ③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は50点満点として、合計185点満点とする。

## ④ 特色面接·特色検査

ア 日 時 令和7年3月6日(木)午前9時~

## イ 日 程

8:15	8:	30 9	9:00	10:30	10:50		12:30
	集合	諸注意	特色面接	更衣準備		特色検査	

※志願者数により時程は変更する場合がある。

ウ 会 場 福島東高等学校 ◎集合場所は社会科室(当日掲示で指示) 開場 午前8時15分

エ 内 容 特色面接については、個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

特色検査については、実技を実施する。実技については、65点満点とする。

## 才 持参物

## (ア) 共通

受験票、筆記用具、上ばき、防寒着(ウィンドブレーカー等)

## (イ) 各部指定準備物

部活動名	指定準備物					
サッカー	すねあて、トレーニングウェア(中学校の運動着でも可)、					
	専用屋内用シューズ (体育館シューズでも可)					
柔道	柔道衣一式					
バスケットボール	トレーニングウェア(中学校の運動着でも可)、					
	専用屋内用シューズ					
バレーボール	サポーター、テーピング用テープ、					
	トレーニングウェア(中学校の運動着でも可)、					
	専用屋内用シューズ					
野球	グローブ、トレーニングウェア(中学校の運動着でも可)、					
	スパイクシューズと専用屋内用シューズ(体育館シューズでも可)					
陸上競技	トレーニングウェア(中学校の運動着でも可)					
	専用屋内用シューズ(体育館シューズでも可)					
テニス	硬式テニス用ラケット、トレーニングウェア(中学校の運動着でも					
	可)、テニスシューズ(種類を問わない)と専用屋内用シューズ(体					
	育館シューズでも可)					
合唱	特になし					
吹奏楽	受験する楽器(スネアドラム、マリンバは除く)、					
	スティック、マレット、					
	楽器のメンテナンス品 (スワブ、バルブオイル等)					

## ⑤ 選抜資料の満点

全体の満点は、500点とする。

## (2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜の みの志願者と併せて選抜の対象とする。

学力検査

「15 選抜方法・選抜資料 (1) 特色選抜 ① 学力検査」に定めるところによる。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は 195 点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は点数 化しないが内容は精査する。

#### 16 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日(金) 正午以降に本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する(午後3時まで)。
- (3) 本校校長は、中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。
  - ① 提供日時・場所 令和7年3月14日(金)午後3時まで 正面玄関
  - ② 中学校用合格者一覧の提供手続き
    - ア 提供を希望する中学校長は、本校校長に「中学校用合格者一覧の提供について(依頼)」を提出 し、依頼する。

なお、依頼できるのは本校の特色選抜に出願した生徒がいる中学校に限る。

また、中学校用合格者一覧の受領者は当該中学校の教職員に限るものとし、依頼文は前期選抜合格者発表当日に受領者が持参する。

- イ 依頼を受けた本校校長は、本人写真が貼付された身分証明書(運転免許証やマイナンバーカー ド等)により受領者の本人確認を行った上で、中学校用合格者一覧を厳封した封筒を受領者に手交する。
- (4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

## 17 追検査等の実施

- (1) 追検査等の対象になる志願者
  - ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
  - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席 1.た者
  - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する

- ※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた 「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。
- (2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

- (3) 追検査等受験の手続き
  - ① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。 ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
  - ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和7年3月7日(金)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。
- (4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。
  - ① 日 時 令和7年3月11日(火)午前9時~

## ② 日 程

8:	10 8:	30 9	9:00	:50 10	):05 10	):55 1	1:10 1:	2:00 1	2:50 1	3:40 13	3:55 14:	45	17:	00
	集合	諸注意	国語	休	数学	休	外国語(英語)	昼食	理科	休	社会	特色面接	特色検査	
			(50分)	(15分)	(50分)	(15分	)(50分)	(50分)	(50分)	(15 5	分(50分)	·		

※ 早退等により検査の一部を欠席した者の日程については、在学(出身)中学校を通して連絡する。

- ③ 会 場 福島東高等学校
  - ◎集合場所は社会科室(当日掲示で指示)
- ④ 外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ⑤ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

#### 18 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、 選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を令和7年3月7日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。 その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」 を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、上記「17 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

- ② 追検査等の対象とならない志願者 受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格になった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときには、令和7年度福島県立高等学校入学者選抜 実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。 ただし、中学校卒業及び卒業見込み以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (4) 上記以外の事項については、令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による。
- (5) 前期選抜で不明な点がある場合は、本校に問い合わせる。